



町からみなさんへの大切なお知らせです。



第 70 回人権週間は 12 月 4 日から

問 町民税務課 町民係 (内線 1305)

福島県方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12 月 4 日から 10 日までを「第 70 回人権週間」とし、当該週間を中心に積極的な啓発活動及び相談活動を行います。

また、人権週間に限らず、電話相談を実施しますので、悩み事がありましたら下記ダイヤルにお電話ください。秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

- ・みんなの人権 110 番 0570-003-110
- ・子どもの人権 110 番 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810

(相談時間：年末年始を除く平日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

福島県民手帳及び福島県勢要覧の販売について

問 企画財政課 企画調整係 (内線 1205)

平成 31 年版の福島県民手帳・平成 30 年版の福島県勢要覧を販売しております。各種統計データや日常生活に役立つ便覧など充実した内容ですので、ぜひお買い求めください。

- 価格 福島県民手帳 500 円
福島県勢要覧 1,500 円

■販売場所 川俣町役場 2 階 企画財政課

■販売方法 代金引換

※在庫がない場合には、予約となりますのでご了承ください。

「家屋の除去届」、「家屋の所有者変更届」を忘れずに

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

住宅・物置・工場・倉庫などの建物を取り壊した場合には、必ず「家屋の除去届」を提出してください。(登記されている建物で、取り壊した年の 12 月末日までに滅失の登記が完了される場合には、「家屋の除去届」の提出は不要です。)

届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。

また、登記されていない建物で、所有者の変更(相続・売買・贈与など)があった場合にも、必ず「家屋の所有者変更届」を提出してください。届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。

川俣町役場 1 階税務係に所定の届出用紙がありますので、12 月 28 日(金)までに忘れずに届出をお願いします。

要介護認定高齢者の「障害者控除」

問 保健福祉課 地域福祉係 (内線 1402)

所得税法上の「障害者控除」は、障害者手帳をお持ちの方のほか、介護保険の要介護認定を受けている 65 歳以上の方で、町が障害者に準じる要件を満たすと認めた方であれば受けることができます。申請が必要となりますので詳しくは、標記担当まで問い合わせください。

食べ残しゼロ推進運動～食べ残しを減らそう～

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

■おそで「残さず食べよう!30・10(さんまるいちまる)運動」

1. 注文の際に適量を注文しましょう。
2. 乾杯後 30 分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
3. お開き前 10 分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

■おうちで「残さず食べよう!30・10 運動」

- ・毎月 30 日は「冷蔵庫クリーンアップデー」冷蔵庫内の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉などの傷みやすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を空にしましょう。
- ・毎月 10 日は「もったいないクッキングデー」特に、今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮などを活用してもったいないクッキングを実施しましょう。

確認しましょう! 年末年始の町の業務

◆火葬業務 1 月 1 日(火)休業

町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

※1 月 2 日(水)・3 日(木)は町内の方のみ受け付けます。

◆ごみ収集 12 月 31 日(月)～1 月 3 日(木)休業

町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

伊達地方衛生処理組合清掃センター (Tel 582-2051)

伊達地方衛生処理組合清掃センターでは、12 月 29 日(土)・30 日(日)に家庭から出るごみの自己搬入を受け入れます(受付時間は、午前 8 時 40 分～午前 11 時 30 分、午後 1 時～午後 4 時です。なお、30 日(日)は午後 3 時で終了します)。搬入時は、本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。

◆し尿収集 12 月 29 日(土)～1 月 4 日(金)休業

川俣方部衛生処理組合 (Tel 565-2720)

※休業期間の前後は混み合いますので、お早めにお申し込みください。

ふれあいタクシー無料体験乗車できます。

問い合わせ：企画財政課 企画調整係 (内線 1202)

山木屋・小綱木地区、福沢地区は第 1、3 火曜日
福田・小神地区、小島・飯坂地区は第 2、4 火曜日
ぜひ、ご利用ください。

予約先：ゴリラタクシー (Tel 538-2333)





12月

人の動き -population-

平成 30 年 11 月 1 日現在 (前月比)

人口 13,359 (-34)



男 6,755 (-14)

女 6,604 (-20)

世帯 5,420 (-12)

今月の納税 -tax payment-

固定資産税 3 期

国民健康保険税普通徴収 6 期

介護保険料普通徴収 6 期

後期高齢者医療保険料普通徴収 5 期

納期限は 12 月 25 日(火)です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇ 12 月 ◇◇◇

2 日	十二社クリニック	Tel 565-5230
9 日	済生会春日診療所	Tel 566-2707
16 日	村上医院	Tel 565-3637
23 日	むとうこどもクリニック	Tel 565-2435
24 日	鈴木内科医院	Tel 565-2688
30 日	あんざい整形外科クリニック	Tel 565-3511
31 日	済生会川俣病院	Tel 566-2323

◇◇◇ 1 月 ◇◇◇

1 日	十二社クリニック	Tel 565-5230
2 日	佐藤医院	Tel 566-2321
3 日	小寺医院	Tel 565-2011
6 日	済生会春日診療所	Tel 566-2707
13 日	村上医院	Tel 565-3637
14 日	鈴木内科医院	Tel 565-2688
20 日	むとうこどもクリニック	Tel 565-2435
27 日	済生会川俣病院	Tel 566-2323

※あんざい整形外科クリニックには、2 名 (整形外科、内科含む) の医師が在所しています (在宅当番医時のみ)。



行政

ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係 (内線 1505)

町内の事業所に就職または転職を考えている方や、様々な事情によって現に生活が困窮している方などを対象として、ふくしま生活・就職応援センターの相談員 (ジョブプランナー) による就職相談会を開催します。

■日時 12 月 20 日(木) 午後 1 時～3 時

■場所 川俣町役場 1 階 相談室 1

■定員 なし (予約することも可)

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。

■参加費用 相談料無料

■申し込み 申し込みは不要ですが、事前に予約する事も可能です。

今月の行政相談

問 総務課 文書広報係 (内線 1104)

■日時 12 月 11 日(火) 午後 1 時 30 分～4 時

■場所 川俣町役場 1 階 相談室 1

・行政相談員 神野幸一相談委員 (Tel 566-3978)、斎藤幸子相談委員 (Tel 566-4020) は電話でも受け付けています。

プレミアム付事業再開・帰還促進券の使用期限について

問 産業課 商工交流係 (内線 1505)

今年度販売したプレミアム付事業再開・帰還促進券の使用期限は、12 月 31 日(月)です。

期限を過ぎると使用できなくなりますので、促進券をお持ちの方はお早めにご使用ください。

基礎調査結果の説明会の開催

問 建設水道課 建設係 (内線 1606)

県では、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に向けて基礎調査を進めています。

町民の皆さまへ今年度調査 28 箇所 (鶴沢 1 箇所、東福沢 6 箇所、西福沢 7 箇所、小島 2 箇所、飯坂 2 箇所、大綱木 1 箇所、小綱木 6 箇所、山木屋 3 箇所) の調査結果についての説明会を開催します。

■日時 12 月 20 日(木) 午後 7 時より

■場所 川俣町役場 3 階 大会議室

■問い合わせ

・福島県県北建設事務所 河川砂防課 (Tel 024-521-2568)

・川俣町建設水道課 建設係 (Tel 024-566-2111)